

○二松学舎大学附属図書館利用細則
(平成11年12月24日制定)

(目的)

第1条 この細則は、二松学舎大学附属図書館規程第5条第2項の規定に基づき、二松学舎大学附属図書館(以下「図書館」という。)の利用について必要な事項を定めることを目的とする。

(図書館の利用)

第2条 二松学舎大学(以下「本学」という。)の教職員及び学生は、教育、研究及び学習のため、図書館が管理する図書課資料(以下「資料」という。)及び施設等を利用することができる。

(開館日)

第3条 図書館は次の各号の日及び期間を除き開館するものとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 創立記念日(10月10日)
- (4) 夏期・冬期・春期休業中の一定期間
- (5) 図書館長(以下「館長」という。)が特に必要と認めた日

(開館時間)

第4条 開館時間は、別表Ⅰのとおりとする。但し、学生の休業期間中及び館長が必要と認めたときは、開館時間を変更することができる。

(利用資格)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、図書館を利用することができる。

- (1) 本学の教職員(非常勤教職員を含む。)及び両附属高等学校教職員、附属柏中学校教職員
- (2) 本学学部学生
- (3) 本学大学院学生
- (4) 本学の科目等履修生・委託研修生・研究生
- (5) 本学の元教職員
- (6) 本学の卒業生
- (7) 館長が特に許可した者

(利用証)

第6条 図書館を利用する者(以下「利用者」という。)は、所定の手続きを得て、利用証の交付を受けなければならない。但し、第5条第2号及び第3号の利用者は、学生証をもって利用証に代えるものとする。

- 2 利用者は、利用証を常に携帯し、図書館員の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 利用者の資格を失ったとき、または利用者の資格に異動が生じたときは、速やかに利用証を返却しなければならない。
- 4 利用証は、他人に転貸したり、または譲渡してはならない。

(資料の閲覧)

第7条 利用者は、館内において資料を検索、閲覧できる。

(資料の貸出及び返却)

第8条 利用者は、所定の手続きにより資料の貸出を

受けることができる。

2 図書館が貸出資料の返却を求めたときは、貸出期間内であっても直ちにこれを返却しなければならない。

3 第5条各号に定める資格を失った場合には、貸出を受けた資料すべてを直ちに返却しなければならない。

(貸出冊数及び期間)

第9条 貸出できる資料の総冊数及び期間は、別表Ⅱのとおりとする。但し、館長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 所定の貸出期間を超えて、貸出資料の貸出の継続を希望する利用者は、他にその資料の利用を希望する者がいない場合、1回に限り貸出期間を延長することができる。

(貸出禁止資料)

第10条 次に掲げる資料は、貸出をすることができない。

- (1) 貴重資料
- (2) 参考図書として指定した資料
- (3) 逐次刊行物
- (4) 高等学校等の教科書・指導書
- (5) マイクロ資料
- (6) デジタル資料の一部
- (7) 館長が指定した資料

2 前項に掲げる資料であっても、館長が特に必要と認めるときには、一時貸出を承認することができる。

(資料の転貸禁止)

第11条 資料の貸出を受けた者は、その資料について一切の責任を負い、これを転貸してはならない。

(視聴覚資料等の利用)

第12条 利用者は、所定の手続きにより、図書館内において、マイクロ資料・デジタル資料・視聴覚資料及び視聴覚機器等を利用することができる。

(貸出禁止)

第13条 資料の貸出を受けて、期限までに返却しない(以下「延滞」という。)場合は、延滞日数に応じ、以後の貸出を停止する。

2 延滞中及び貸出停止期間中は、追加の貸出、資料の予約・取り置きを認めない。

3 延滞者には、掲示・電話等にて督促を行う。

(資料の複写)

第14条 資料の複写は、著作権法第31条を遵守し、図書館に設置された複写機により行うものとする。文献複写にともなう著作権に関する一切の責任は、複写をした者が負うものとする。但し、次に掲げる資料は、複写することができない。

- (1) 貴重資料
- (2) 損傷が著しい資料及び複写することにより損傷が予想される資料
- (3) 館長が不相当と認めた資料

(相互利用)

第15条 図書館は、利用者が他の図書館等の所蔵する資料の利用(以下「相互利用」という。)を希望す

- るときは、その資料の利用または複写の依頼を行う。
- 2 前項の相互利用に係る費用は利用者の負担とする。
 - 3 他の図書館等から、図書館の利用または資料等の利用について申し込みがあったときは、館長が学内の利用に支障がないと認める範囲でこれに応じるものとする。
 - 4 前項の規定にかかわらず、図書館と他の図書館等との相互利用に関する協定等がある場合は、当該協定等によるものとする。

(規程等の遵守)

第16条 利用者は図書館に関する諸規程及び館長が指示する事項を守らなければならない。

- 2 利用者が前項に違反した場合、館長は図書館の利用を制限または禁止することができる。

(弁償)

第17条 利用者は、故意または過失により施設・設備・機器等を損傷し、または資料を紛失もしくは破損・汚損した場合は、これを弁償しなければならない。

- 2 弁償は現物または、やむを得ない場合には相当する金額をもって替えることができる。

(細則の改正)

第18条 本細則の改正は、図書委員会、並びに大学審議会及び大学運営会議の議を経て、学長の承認を得たのちに行う。

附 則

この細則は、平成11年12月24日より施行する。

附 則 (平成12年10月23日)

この細則は、平成12年10月23日より施行する。

附 則 (平成14年3月26日)

この細則は、平成14年4月1日より施行する。

附 則 (平成16年7月2日)

この細則は、平成16年4月1日より適用する。

附 則 (平成19年3月7日)

この細則は、平成19年4月1日より施行する。

附 則 (平成20年3月11日)

この細則は、平成20年4月1日より施行する。

附 則 (平成20年12月12日)

この細則は、平成20年12月12日より施行する。

附 則 (平成22年3月1日)

この細則は、平成22年4月1日より施行する。

附 則 (平成23年1月31日)

この細則は、平成23年4月1日より施行する。

附 則 (平成23年6月27日)

この細則は、平成23年6月27日より施行する。

附 則 (平成24年2月6日)

この細則は、平成24年4月1日より施行する。

附 則 (平成25年3月1日)

この細則は、平成25年4月1日より施行する。

附 則 (平成27年3月17日)

この細則は、平成27年4月1日より施行する。

附 則 (平成29年3月29日)

この細則は、平成29年4月1日より施行する。

別表Ⅰ 開館時間

	曜 日	開館時間
九段	月～金	8：40～21：50
	土	9：00～16：50
柏	月～土	9：15～16：30

別表Ⅱ 貸出冊数及び期間

利 用 者 区 分	冊数	期間
本学の教職員 (非常勤教職員を含む。) 及び両附属高等学校教職員、 附属柏中学校教職員	20冊	30日
本学大学院学生	20冊	30日
本学の大学院科目等履修生 委託研修生・研究生	10冊	30日
本学学部学生	10冊	14日
本学の学部科目等履修生	5冊	14日
本学の元教職員	10冊	30日
本学の卒業生	3冊	14日
公開講座等の受講者	3冊	14日
千葉県東葛地区大学図書館 コンソーシアム加盟館の方	3冊	14日
柏市民の方 (柏校舎図書館のみ利用可)	3冊	14日
二松学舎大学附属柏高等学校生徒、 附属柏中学校生徒 (柏校舎図書館のみ利用可)	3冊	14日

※冊数は、九段／柏両図書館の合計